

○瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座講師登録及び登録情報
取扱要綱

平成19年9月13日

告示第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座実施要綱（平成19年告示第178号）に基づき出前講座の講師となるものの登録及びその情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(登録の条件)

第2条 講師として登録できるものは、専門的な知識及び技術並びに豊富な経験を有し、住民の生涯学習活動に対し、自らの能力を積極的に提供しようとするもので、瑞穂町の区域内で活動する個人、又は団体とする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものその他講師としてふさわしくないものを除く。

(登録手続)

第3条 講師として登録しようとするもの（以下「登録希望者」という。）は、瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座講師登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、瑞穂町教育委員会（以下「委員会」という。）へ提出するものとする。

(登録等)

第4条 委員会は、登録申込書の提出があったときは、記載事項の確認を行い、適当であると認めるものを、講師としてその情報を瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座講師登録票（様式第2号）に登録するものとする。

2 委員会は、前項の結果を登録希望者に通知するものとする。

(登録の期間及び更新)

第5条 講師としての登録期間は、次条の規定により登録を抹消するまでとする。

2 委員会は、定期的に登録内容の更新を図るよう適切な措置を講じるものとする。

(登録の抹消)

第6条 委員会は、第4条の規定により登録された個人（以下「登録者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは同条に規定する登録情報を抹消する。

- （1）登録者から抹消の申し出があったとき。
- （2）登録者が長期療養等の事由で、実質上活動が不可能と判断されたとき。
- （3）登録者が死亡したとき。
- （4）登録者がこの要綱の目的及び登録の条件に反する行為をしたとき、又は講師としての適格性を欠くと認められるとき。

2 委員会は、第4条の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは同条に規定する登録情報を抹消する。

- （1）登録団体から抹消の申し出があったとき。
 - （2）登録団体が解散したとき。
 - （3）登録団体の活動が実質上不可能と判断されたとき。
- （庶務）

第7条 講師の登録及び登録情報の取扱いに関する事務は、瑞穂町教育委員会社会教育課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、瑞穂町総合人材リスト取り扱い要綱（平成11年告示第107号）第5条の規定により登録されている者のうち、第2条に規定する講師の登録を希望する者は、第3条の規定により登録を受けた者とみなす。

様式第1号(第3条関係)

瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座講師登録申込書

団 体 名		
講 座 名		
サブタイトル		
講座内容		
講座時間		
連 絡 先	氏 名	
	住 所	〒
	電話番号	
	メール アドレス	
場 所		
曜 日		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
時 間		
対 象		
人 数		_____ 人
材 料 費		必要(_____ 円) ・ 不要
備 考		

様式第2号(第4条関係)

瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座講師登録票

団 体 名		
講 座 名		
サブタイトル		
講座内容		
講座時間		
連 絡 先	氏 名	
	住 所	〒
	電話番号	
	メール アドレス	
場 所		
曜 日		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日
時 間		
対 象		
人 数		_____ 人
材 料 費		必要(_____ 円) ・ 不要
備 考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）